

告示第407号

令和5年4月5日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

## 未来探究プログラム実施に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

未来探究プログラム実施に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、本企画提案競技に参加しようとする者は、下記の要領により未来探究プログラム実施に係る企画提案競技参加申込書を提出してください。

### 記

#### 1 業務の概要

##### (1) 目的

これからの変化の激しい時代を生きる子供たちには、知識・技能を習得するだけでなく、それをもとに「自分で考え、判断し、表現し、実際の社会で役立つ力」が求められている。そこで、生徒が授業の中で、地元鹿児島の企業と連携・協働して、社会の多様なテーマに探究的に取り組むことで、自分自身の在り方、生き方、働き方について考えていく教育プログラムを提供するもの

##### (2) 業務の内容

ア 未来探究プログラムの実施に関すること。

イ 教員向け研修の実施に関すること。

ウ 学習発表会及び鹿児島市未来探究学習発表競技会（仮称）の企画に関すること。

##### (3) 契約の期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

#### 2 資格要件

企画提案競技に参加することができる者は、1事業者が参加する場合にあたっては、次に掲げる(1)及び(2)並びに(4)から(9)までの要件を全て満たしている者とし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあたっては、共同企業体の全ての構成員が次に掲げる(2)から(9)までの要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが

(1)の要件を満たす者とする。

- (1) 本市の未来探究プログラムの業務委託内容と同様の業務の契約実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (4) 参加申込み時点において、本市から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 納期の到来している鹿児島市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がない場合等で鹿児島市税の納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。
- (9) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

### 3 参加申込要領

#### (1) 提出書類

- ア 未来探究プログラム実施に係る企画提案競技参加申込書（様式第1-1又は様式第1-2）
- イ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿本（写しでも可）
- ウ イに該当する法人以外の法人については、法人登記簿本（写しでも可）。個人の場合は住民票（写しでも可）
- エ 印鑑証明書（写しでも可）
- オ 会社概要（様式第2）
- カ 未来探究プログラム実施に係る企画提案競技参加資格審査申請書（様式第3）
- キ 実績一覧（様式第4）
- ク 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（告示日において納期が到来しているものを完納していることが確認できるもの。新型コロナウイルス感染症の影響により猶

予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類。写しでも可。)

ただし、鹿児島市内に営業所等がない場合等で鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。

ケ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前1期分、個人の場合は、直近の確定申告書の写し。

なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況が分かる書類

(2) 提出先

〒892-0816

鹿児島市山下町6番1号

鹿児島市教育委員会事務局教育部学校教育課（鹿児島市教育総合センター5階）

電話 099-227-1941

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

(4) 受付期間

告示の日から令和5年4月21日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(6) 注意事項

ア 本企画提案競技の参加に際しては、別に定める未来探究プログラム実施に係る企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）を確認すること。

イ (1)提出書類のイからケまでの書類については、共同企業体の場合、共同企業体の全ての構成員について提出すること。

4 その他

実施要領等については、鹿児島市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp>) において入手することができる。

5 問合せ先

〒892-0816

鹿児島市山下町6番1号

鹿児島市教育委員会事務局教育部学校教育課（鹿児島市教育総合センター5階）

電話 099-227-1941

ファックス 099-227-3016

電子メールアドレス [gakkokyoiku@city.kagoshima.lg.jp](mailto:gakkokyoiku@city.kagoshima.lg.jp)